

戦没者の遺骨について

(41.11.14)

問	答	備考
1 戦没者遺骨は、法的には何か。其の所有権は誰に帰属するか。遺骨が遺族のものであるとは、場合で、その遺族が亡かった場合の帰属はどうなるか。	有体物ではあるが、数物ではない。 遺骨は、慣習上、祭祀を行なう者に帰属する。 遡求してゆけば誰かがいるのではないか。最終的には誰にも帰属しないという結果もあり得る。 しかし、刑法190条で遺骨は保護を受けている。この法益は、風俗習慣の保護である。したがって誰にも帰属しないからといって捨ててよいわけのものではない。	
2 厚生省が遺骨を保管している法的意義は何か。	使用者責任との意見もあるが、民法上の事務管理に近い。 したがって、管理者としての善管義務はすでに始まっている。	海外に遺骨収集に行く意義は何か。 また、同国に帰る遺骨収集行為は許されるか。
3 厚生省が遺骨を遺族に交付する法的根拠は何か。	所有権に基づいて行なう保管者に対する引渡し請求権と善管義務者としての引渡しである。	管理開始の通知義務は、どの場合どうなるか。
4 遺骨の取得順位はあるか。	死亡者の死亡当時の祭祀義務者または、これを承継した者ということになる。(現在、死亡者の祭祀を主宰している者)	
5 朝鮮人の遺骨について上記本文の結論と同様のことが適用できるか。	同じことについては同様といえるが、これについては、韓国民法996条(墳墓の承継)によれば、相続人は相続人となるのではない。	

<p>6 日本政府から韓国政府に遺骨を引渡すとした場合の韓国政府の立場は法的には如何なるものか。</p> <p>(1) 単に韓国政府に引渡す場合</p> <p>(2) 遺族に交付すべき委託に引渡す場合</p>	<p>一般に外国と考へた場合、韓国の外交保護権の行使という問題も考へられるが、<u>韓国が遺骨の帰属権(主)の代理権者としての韓国政府の立場が明らかと認められる</u>に引渡すことである。</p> <p>また、この遺骨の場合、外交保護権行使の要件をみたしていないようにおもわれる。</p>	<p>事務管理の移転というには考へられないか。</p>
<p>7 上記の場合、日本政府の解除せらるべき責任の範囲如何</p>	<p>所有権者(代理権者)に満すことよつてのみ責任は全部解除せられる。(事務管理の終了)</p>	
<p>8 後に韓国政府に引渡しした後、正当の遺族から訴訟を提起できるか</p>	<p>であるが、遺骨の引渡しは合法であればその主張は認められないであろう。</p>	
<p>9 如何なる者にも引渡すことなく、施設をもち保管受領の行季を継続し、正当の遺族が引取りを希望した場合に限つて、これを交付することとせよ。</p> <p>(1) 公示等の手段によつて、日本政府の責任は解除できるか</p> <p>(2) 韓国政府と対抗できるか</p>	<p>善管義務は継続しているので、すべての遺骨を合法的に引渡ししてしまつた限り、責任は解除されない。</p>	<p>道義的責任は認められるであろう。</p>